一　地域再生計画の作成主体の名称　宮古島市
二　地域再生計画の名称　広めよう地域の「宝」！！総力をあげて挑む宮古島地域力の向上・産業の活性化・雇用の創造！！！！～宮古島地域雇用創造プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　宮古島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県、釜石市、静岡県、伊豆の国市、山口県、萩市、福岡県、北九州市、大牟田市、中間市、佐賀県、佐賀市、長崎県、長崎市、熊本県、荒尾市、宇城市、鹿児島県及び鹿児島市
二　地域再生計画の名称　「明治日本の産業革命遺産」の理解増進・情報発信（インタープリテーション）等による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　釜石市、伊豆の国市、萩市、北九州市、大牟田市、中間市、佐賀市、長崎市、荒尾市、宇城市及び鹿児島市の全域

○内閣府告示第三百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県
二　地域再生計画の名称　ものづくり山形活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第三百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　堺市
二　地域再生計画の名称　「自由都市・堺」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　堺市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第三百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　阪南市
二　地域再生計画の名称　おもいやりあふれる阪南　健幸都市推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　阪南市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（四の六）

○内閣府告示第三百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊岡市
二　地域再生計画の名称　小さな世界都市・豊岡の実現～足元を固め、世界に向けて突き抜ける～
三　地域再生計画の区域の範囲　豊岡市の全域

○内閣府告示第三百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　笠岡市
二　地域再生計画の名称　地域コミュニティネットワーク再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第三百二十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月十九日付けで国際戦略総合特別区域を指定し、同条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百六十号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を同日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町並びに名古屋港管理組合
二　国際戦略総合特別区域の範囲　飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村並びに津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百二十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成二十一年内閣府告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三